

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	税収納・滞納管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は税収納事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和2年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納・滞納管理事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理事務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付事務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納管理事務
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税収納・滞納管理システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高岡市総務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高岡市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高岡市市長政策部広報情報課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収に関する以下の事務。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収に関する以下の事務。	事後	見直しによる
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	高岡市経営企画部情報政策課	高岡市市長政策部情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	高岡市経営企画部情報政策課	高岡市市長政策部広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 広上 正義	納税課長	事後	記載廃止による
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	—	事後	項目の追加により新たに記載するもの
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政情報システム(収納)、滞納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー	総合行政情報システム(収納)、滞納管理システム、宛名管理システム	事後	見直しによる 情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。
平成31年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2第27項、42項	①実施の有無 実施しない ②法令上の根拠 空欄(実施しないため記載不要)	事後	見直しによる 情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	見直しによる
令和3年1月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政情報システム(収納)、滞納管理システム、宛名管理システム	収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム	事前	自治体クラウドシステムへの移行による